

令和2年度第1回小金井市国民健康保険運営協議会（書面開催）会議録

- 1 日 時 令和2年4月30日（木）～令和2年5月14日（木）
- 2 場 所 書面開催
- 3 出席委員 加藤 由喜枝 貞包 秀浩 鈴木 まゆみ
瀬口 秀孝 西野 裕仁 穂坂 英明
黒米 哲也 田中 智巳 永並 和子
遠藤 百合子 田頭 祐子 たゆ 久貴
渡辺 ふき子 宮下 拓実 吉田 幹哉

4 会議の成立

委員定数の2分の1以上が出席し、かつ、小金井市国民健康保険条例第2条第1号から第3号までに規定する委員1人以上が出席しましたので、小金井市国民健康保険運営協議会規則に基づく定足数に達し、本会議は成立しました。

5 議 題 小金井市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）

6 審議結果

諮問事項について、書面により表決を求めたところ、委員全員から回答が得られ、過半数の賛成により原案のとおり決定いたしました。

委員数15人：賛成14人、反対1人

7 質疑応答

別紙「質問・意見に対する回答表」のとおり

8 委員からの意見

- (1) 早急に実施していただきたい。
- (2) 広報について、市報やホームページ以外にも医師会等を通じて周知徹底していただきたい。
- (3) 対象者や支給額について、国の財政支援の基準を超えて積極的に取り組んでいただきたい。
- (4) 国に対して、更なる財政支援を要望していただきたい。

以上、この会議録の記載に誤りのないことを証します。

令和2年5月14日

議 長 遠藤 百合子

署名委員 たゆ 久貴

署名委員 渡辺 ふき子

質問・意見に対する回答表

項番	質問者	資料名	頁数 など	質問	回答
1	加藤委員	別紙1		「1 対象者」 個人事業主やフリーランス対象外 市の別の予算で手当してほしい。	個人事業主やフリーランスの方に対しては、国の制度である「持続化給付金」により手当がなされるため、市による独自の手当は行わないことといたしました。
2	加藤委員	別紙1		「2 支給期間」 帰国者・接触者外来を受診をできないことが多々ある現状により事業主による説明でもOK、賛成。	帰国者・接触者外来（医療機関）に受診できなかった場合等は、医療機関の証明がなくとも、被保険者が申請書に記載する内容と事業主が証明する内容に相違がなければ、労務不能と認められます。
3	加藤委員	別紙1		「3 支給額」 直近の3か月は既に仕事が減り、給与ダウンの方もあり、12月以前の3か月とするなど考慮してほしい。	令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたこと等を踏まえて適用期間を令和2年1月1日からと設定しています。 そして、傷病手当は新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われ、労務に服することができなかった期間の給与等を補填するために支給するものであるため、12月以前の3か月の給与等の補填ではないと考えます。ただし、例えば1月に感染又は感染が疑われ、労務に服することができなかった場合は、傷病手当金の額を算定する際に参照する給与は1月以前の3か月となります。
4	加藤委員	資料 説明文	P 2	傷病手当の広報について 市報・HPに加え、医師会など通じ受診者に徹底を。	具体的な周知方法等については、今後検討してまいります。 市報・HPのほか、公共施設や医療機関にポスターを掲示するなど様々な方法で広く周知していきたいと考えております。その際は関係機関と調整させていただきます。
5	鈴木委員	別紙2		適用期間が別紙1には（ただし、入院が継続する…）と入っていますが、小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）の付則のところには（ただし…）が抜けていますが追記するのでしょうか。	ただし…部分は、付則第5項に「5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。」と記載しております。
6	鈴木委員	別紙2		10月1日以降に新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等があり、感染が疑われる時に自宅療養や自宅待機のための労務に服することが出来なかった場合には、新たに条例の一部を改正か規則を作ると解釈すればよいのでしょうか。	国内の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、今後、適用期間を延長する可能性はあります。 仮に延長となった場合は、条例（案）の一番最後に「傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用する。」と記載していますので、規則で定める日を新たな適用期間の最終日とすることになります。

質問・意見に対する回答表

項番	質問者	資料名	頁数 など	質問	回答
7	穂坂委員	別紙5 (Q&A)	Q2	A 上から10行目 なお、当該者が帰国者・接触者外来を受診しないまま～について 医療機関を受診しなくとも前提条件を満たしていれば申請可能なのか？つまり37.5℃以上の発熱に対し、手持ちの解熱剤で様子をみた場合など	項番2と同様、医療機関に受診できなかった場合でも対象となりえます。 医療機関の証明がなくとも、被保険者が申請書に記載する内容と事業主が証明する内容に相違がなければ、対象者となりえます。
8	永並委員	別紙3		傷病手当対象となりうる者(C)30人について 被用者の感染疑い29人の根拠は。 確認されていない感染者が存在する事が予想されている状況下であり、今後、対象者が大幅増となる可能性もあるのではないだろうか。現時点においても対象人数に関して、もう少し増やしておく必要があるのではないだろうか。	発熱等の症状があり感染が疑われる者の人数を把握する手段がないため、見込みの数値となっております。 現時点で対象者は不明（どれくらいの人数を増やすべきなのかも不明）でありますので、仮に対象者が増えて、予算に不足が見込まれる場合は、流用又は補正予算で対応する予定です。
9	田頭委員	別紙1		「1 対象者」 個人事業主やフリーランスの方が対象外の理由は、医療機関が労務不能と認めた場合も対象外なのか。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、労働者本人が感染した場合に、正規・非正規を問わず、休みやすい環境を整備することが重要であるとの考えから、非正規が多く加入する国保においても、健康保険と同様、被用者である被保険者が傷病のために休業した場合に傷病手当を支給します。労働者が休みやすい環境を整備するために傷病手当を支給しますので、労働者ではない、個人事業主やフリーランスの方は対象外となります。
10	田頭委員	別紙1		被用者のみを対象とする理由は、大方の国保加入者は対象外となり、不公平感が生じると予想されるが、どの様な議論があったのか。	被用者のみを対象とする理由は項番9のとおりです。 個人事業主やフリーランスの方は別途「持続化給付金」により手当がされるため、対象外といたしました。
11	たゆ議員	別紙1		対象者について 被用者だけでなく、自営業者やフリーランスにも支給することを求めます。（3月26日の参院厚生労働委員会で、日本共産党の倉林明子議員の「自治体が独自に対象拡大することは可能か」との質問に、国は「市町村長の判断で可能だ」と答えています。資料にも差し支えないと書いてあります。）	項番1、9及び10の理由のとおり、対象者は被用者のみとしております。 別紙2 Q&AのQ7に記載されているとおり、対象者や支給額について、市町村の判断で国が定める基準を超えて支給することも可能ではありますが、そもそも傷病手当については、保険者が保険財政上余裕がある場合などに自主的に行う任意給付でありますので、法定外一般会計繰入を行っている状況で、国が定める基準を超えて支給することは難しいと考えています。

質問・意見に対する回答表

項番	質問者	資料名	頁数 など	質問	回答
1 2	たゆ議員	別紙 2	P 1	「給与等」について 賞与も含めることを求めます。（賞与は賃金の後払いであつて、当然の生活費と考えるべきです。被用者保険での傷病手当金は賞与も含んでいるはずです。）	項番 1 1 と同様の理由により、国の基準どおり賞与は対象外と考えています。
1 3	たゆ議員	別紙 1		適用期間について 延長を柔軟に考えることを求めます。	国内の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、今後、適用期間を延長する可能性はあります。
1 4	たゆ議員			国の支援の範囲外でも市として積極的に取り組むことと共に、国にさらなる財政措置を求めることを求めます。	法定外一般会計繰入を行っている状況で、国が定める基準を超えて支給することは難しいと考えますが、都（課長会）を通じて国に更なる財政支援をするように求めます。
1 5	渡辺委員	別紙 2	P 2	付則 8、市が支給した額は～事業主から徴収するとあるが、コロナ危機の中で事業主の経営状況も厳しくなっていると予想される。事業主が支払うとはどういうことか。 傷病手当のお金の流れについて伺いたい。	付則第 7 項、第 8 項の部分は、事業所から給与等の全部又は一部を受けることができる者が、何らかの理由により受けられなかったときの措置を規定したものです。 付則第 7 項は、給与等の支払いもなく、傷病手当を支給しないこととなると被保険者の収入がなくなり、生活困難な状態になってしまうため、救済措置を規定し傷病手当を支給します。 付則第 8 項は、本来であれば事業主が支払うべき給与等が支払われないため、傷病手当を支給することになるので、国からの財政支援の対象とはならず、事業主から徴収すべきものとされています。
1 6	宮下委員	別紙 2	3	給与等の支払いを受けている被保険者とは、常時 5 人未満の従業員が働いている個人事業所、又は 5 人以上の個人事業所であっても、サービス業の一部（クリーニング、飲食店、ビル清掃業等）、農業、漁業等を行う事業所に勤務している者という前提がついているという認識でよろしいでしょうか。	任意適用事業所（常時 5 人未満の者を使用する個人事業所又は常時 5 人以上の者を使用する個人事業所であっても、サービス業の一部、農業、漁業等を行う事業所）の勤務が前提ではなく、あくまでも国民健康保険に加入している被保険者で、給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。）の支払いを受けている者です。